

第158号議案 令和5年度長崎市一般会計補正予算(第9号)

目次	ページ
《3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費》 〔歳出の補正〕 生活困窮者支援体制プラットフォーム強化事業費……………	2 ~ 7
《3款 民生費 1項 社会福祉費 3目 高齢者福祉費》 〔歳出の補正〕 老人福祉センター・老人憩の家運営費 ……………	8 ~18
〔債務負担行為の補正〕 老人憩の家香焼ひまわり指定管理 ……………	19 ~22

中央総合事務所
南総合事務所

令和5年12月

予算説明書					事業名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
28～29	3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	1-1	生活困窮者支援体制 プラットフォーム強化事業費	千円 2,500

1 事業目的

新型コロナウイルス感染症に加え、物価高騰の影響を受けている生活困窮者の支援ニーズに対応するため、地域における官民連携による生活困窮者支援体制の充実・強化を図る。

併せて、長崎県新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化補助金を活用し、生活困窮者支援を行うNPO法人等の民間団体に対し、活動費の補助を行う。

なお、本年8月中旬から9月末にかけて実施した支援希望団体調査において、支援を希望する団体が把握できたことから、補正予算の計上を行うもの。

2 事業内容

(1) 生活困窮者支援の連携体制等を検討するプラットフォームの強化

コロナ禍や物価高騰の影響を受けている生活困窮者に対する支援について、行政や関係機関、民間団体が連携し、支援の方法、就労先の開拓などを検討するための基盤を強化する。

(2) 生活困窮者支援を行うNPO法人等に対する活動支援

長崎市生活支援相談センター(社会福祉法人 長崎市社会福祉協議会)と連携し、コロナ禍や物価高騰の影響を受け、物品支援等を行うNPO法人等の民間団体に対して一定の活動経費を支援する。

※プラットフォームとは

物やサービスを利用する人と提供者を繋ぐなど、共通の目的を達成するための場のこと。今回は生活困窮者等と支援を行うNPO法人等の民間団体とを繋ぐ場のこと。

3 補助内容

(1) 補助対象団体

長崎市内において長崎市生活支援相談センター(社会福祉法人 長崎市社会福祉協議会)と連携し、コロナ禍や物価高騰の影響を受け、物品支援等を行うNPO法人等の民間団体

(2) 対象経費

ア 地域の生活困窮者に食事(食料)や日常生活用品等の生活物資を提供する活動で、物資購入費・運搬費・支援者への報償費等。

イ 生活困窮者の見守りなどを行う活動で、居場所づくりに必要となる賃借料や光熱水費等。

ウ 孤立しがちな生活困窮者への各種相談支援や訪問支援活動で、メール等の相談受付に必要となる通信費・広報費等。

(3) 予算額

250万円(1団体あたり上限50万円)

(4) 支援希望団体及び事業内容

(単位:千円)

支援希望団体	事業内容	支援希望額
1 つながる長崎	・子ども食堂 等	各500
2 長崎おとな食堂実行委員会	・食事や生活用品等の提供活動 等	
3 特定非営利活動法人 フリースクールクレイン・ハーバー	・不登校の子どもたちへの居場所の提供 ・小中高生への無料学習塾 等	
4 長崎ホームレスを支援する会	・路上生活者への住居に関する支援 ・弁当の配布活動 等	
5 子ども宅食ピーターパン倉庫	・ひとり親世帯への食糧の配布 等	350
6 社会福祉法人 長崎市社会福祉協議会	・リユース家電製品の提供 等	150
合 計		2,500

4 スケジュール

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
県からの 支援希望調査依頼	支援希望団体調査 (8月中旬～9月末)		・団体ヒアリング ・関係機関、関係課との各団体活動内容確認		補正予算	・支援希望団体からの申請書受付 ・交付決定・交付		
	→		→			→		

5 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金※	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
2,500	—	2,500	—	—	—

※長崎県新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化補助金 10/10

6 他自治体状況(参考 R5.11.20時点)

自治体名	支援希望団体数
佐世保市	5団体(食糧支援、居場所提供、学習支援等)
五島市	3団体(食糧支援)
大村市	3団体(食糧支援、居場所提供、就労支援等)
西海市	2団体(居場所提供)
雲仙市	1団体(食糧支援)
県内7町等(県受付)	7団体(食糧支援)

1 つながる長崎



活動内容

生活困窮世帯、ひとり親世帯を対象とした子ども食堂及びフードパントリー※

※ひとり親家庭や生活困窮世帯など、様々な理由で日々の食品や日用品の入手が困難な方に対して、無料で配付する活動

補助対象活動

- ・子ども食堂
- ・フードパントリー
- ・生活用品等の配布

【今後の活動予定】
 R5.12.23 } 市役所食堂にて
 R6. 1. 6 } 実施予定

【市との連携】
 ・生活困窮者学習支援事業と連携
 ・生活支援相談センターの案内

対象経費

食材費、運搬費、チラシ印刷費等

2 長崎おとな食堂実行委員会



活動内容

- ・生活困窮世帯を対象に持ち帰り弁当や食品、生理用品等を配布
- ・毎回150～200人分用意
- ・年4回程度実施

【令和5年度活動実績】
 R5.5.14 西坂公園
 R5.9.3 西坂公園
 R5.12.3 西坂公園

補助対象活動

- ・持ち帰り弁当や食品、生理用品等の配布

【今後の活動予定】
 R6.3.10 西坂公園

【市との連携】
 ・生活支援相談センターの案内

対象経費

弁当購入費、日用品購入費、会場費等

3 (特非)フリースクール クレイン・ハーバー



活動内容

- ・フリースクール
- ・子ども第三(夜間)の居場所
- ・無料学習塾
(毎週火・木曜)
- ・制服バンク
- ・不登校、ひきこもりの小学生～高校生が対象

補助対象活動

- ・無料学習塾(不登校、ひきこもりの小学生～高校生が対象)
- 【市との連携】
- ・生活困窮者学習支援事業と連携
 - ・生活支援相談センターの案内

対象経費

学生ボランティア等の人件費、会場費

4 長崎ホームレスを支援する会



活動内容

- ・弁当配布
- ・路上生活者調査
- ・一時宿泊支援
- ・居住支援
- ・生活保護相談等への同行
- ・入浴施設利用券の配布
- ・路上生活者等が対象

補助対象活動

- ・弁当、日用品配布等
 - ・一時宿泊支援
- 【市との連携】
- ・生活保護相談等の同行支援
 - ・生活支援相談センターの案内

対象経費

弁当購入費、宿泊費等

5 子ども宅食ピーターパン倉庫



活動内容

- ・主に東長崎地区のひとり親世帯を対象としたフードパントリー、宅食(月1回)
- ・現在約30世帯を支援

補助対象活動

- ・フードパントリー、宅食

【今後の活動予定】

実施日 毎月第4日曜日
対象世帯 約30世帯

【市との連携】

- ・生活困窮者学習支援事業と連携
- ・生活支援相談センターの案内

対象経費

食品購入費、運搬費、チラシ印刷費等

6 社会福祉法人 長崎市社会福祉協議会

補助対象活動

- ・生活困窮者にリユース家電を提供
- ・不動産業者等との協働事業
- ・生活困窮者の住環境整備

対象経費

倉庫賃借費

「提供」の流れ



相談者



社協



相談者自宅へ

予算説明書					事業名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
30~31	3 民生費	1 社会福祉費	3 高齢者福祉費	1-1	老人福祉センター・老人憩の家 運営費	575 千円

1 事業概要

老人憩の家長崎市立香焼ひまわり(以下、「香焼ひまわり」という。)の指定管理にあたり、令和6年1月から3月までの施設維持管理費の見直しに伴う経費を補正するもの。

また、令和6年度については、見直しに伴う債務負担行為を補正するもの。

- (1) 施設名 香焼ひまわり
- (2) 所在地 長崎市香焼町1070番地4
- (3) 設置年月日 平成9年4月
- (4) 構造及び面積

構造		鉄筋コンクリート 2階建	
延床面積		1,977.20㎡	
施設内容	1階	1,163.74㎡	デイサービス室、工作作業室、機能回復訓練室、食堂、浴室、脱衣室、休憩室、事務室
	2階	749.81㎡	研修室、娯楽室、大広間、倉庫
	別棟	63.65㎡	倉庫、ボイラー室

(5) 位置図



(6) 現況写真



(6) 現況写真



1階デイサービス室



1階浴室



1階 工作作業室
機能回復訓練室



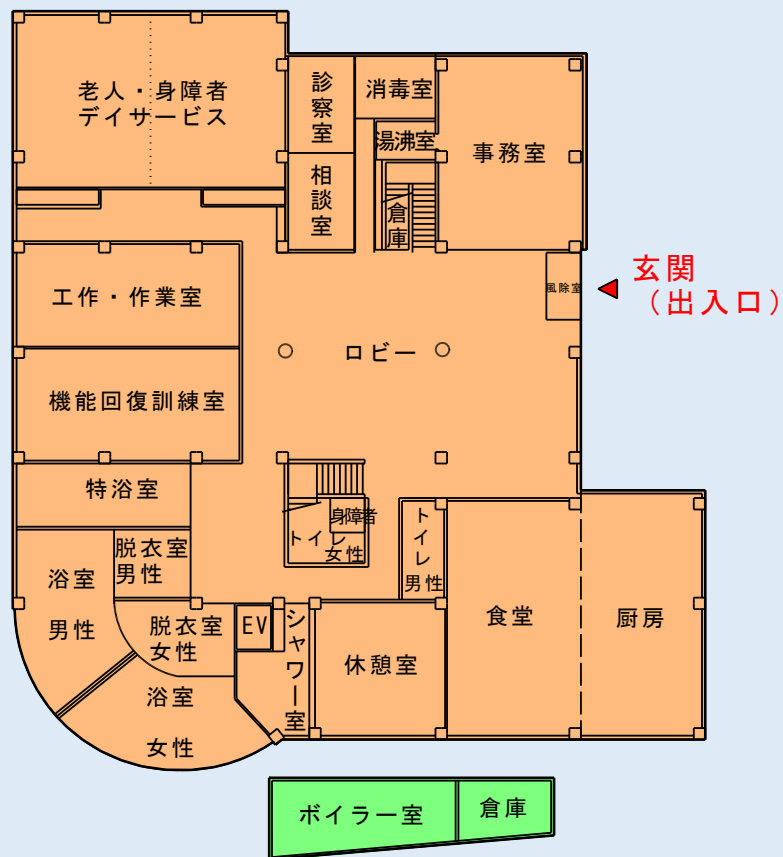
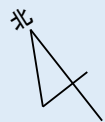
1階脱衣室

(6) 現況写真

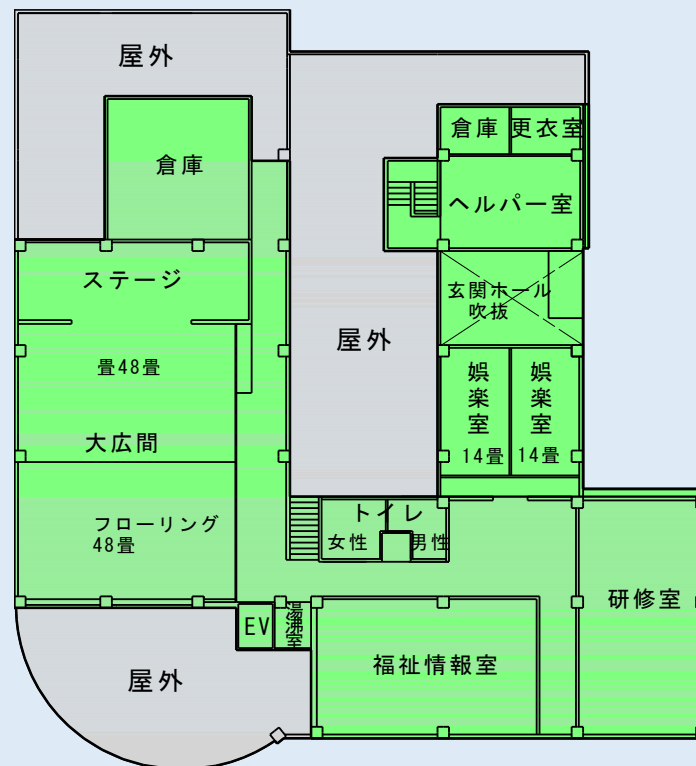


(7) 配置図

1階 デイサービス



2階 老人憩の家「香焼ひまわり」



- (8) 開館時間 10:00～16:30
- (9) 休館日 日曜・祝日・12月29日～1月3日
- (10) 利用者数 11,397人(うち、風呂利用者数 延べ8,329人 1日あたり約35人) ※令和4年度実績
- (11) 指定管理者
 ア 名称 社会福祉法人 長崎市社会福祉協議会(以下、「社協」という。)
 イ 所在地 長崎市恵美須町4番5号
 ウ 代表者 会長 馬場 豊子
- (12) 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- (13) 選定方法 非公募
- (14) 利用料金 無料
- (15) 指定管理委託料(現在の協定額)

(単位:千円)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
10,909	10,909	10,909	10,909	10,909	54,545

年間指定管理委託料の内訳

人件費4,499千円、維持管理経費(光熱水費、保守管理費等)5,640千円、修繕費770千円



建物使用面積按分による長崎市負担額

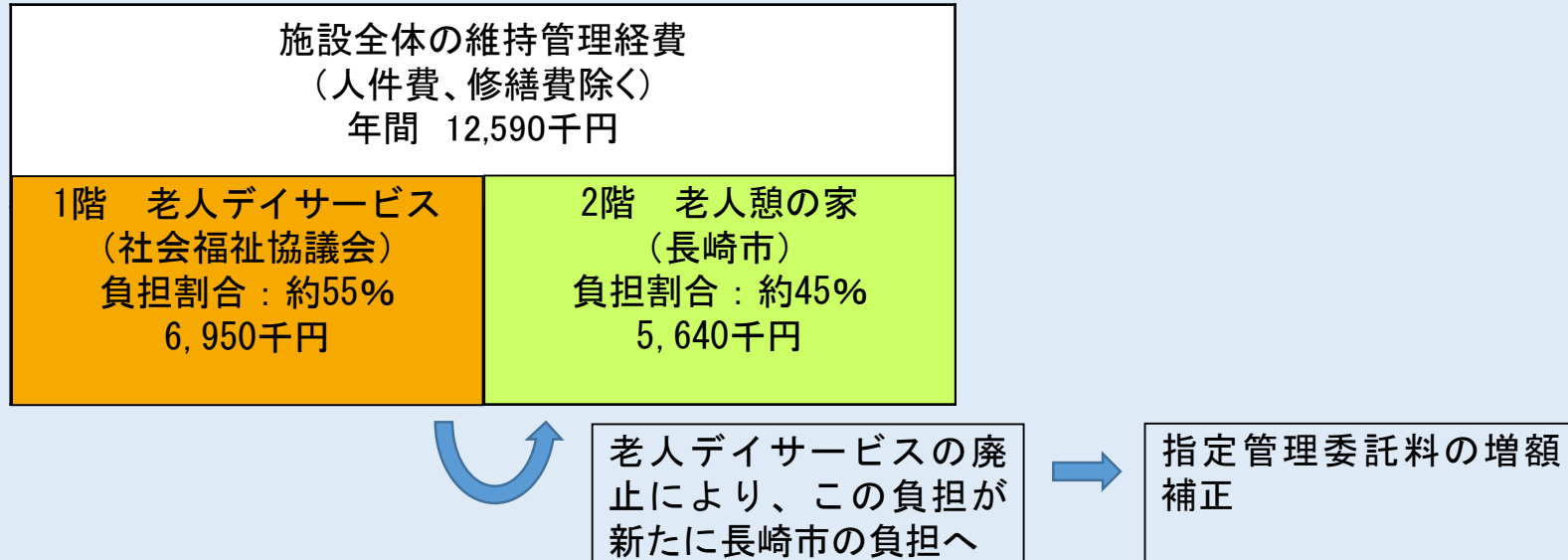
2 補正に至る経緯及び理由

香焼ひまわりの建物施設においては、社協が1階部分で老人デイサービス事業を実施し、2階部分で指定管理施設として老人憩の家の運営を行っているが、令和5年10月に老人デイサービス事業利用者の減少を理由として、令和5年12月末で老人デイサービス事業を終了するとの申し出が長崎市になされた。

老人憩の家に係る指定管理委託料は、人件費と修繕費を除く維持管理経費について、施設の使用面積割合にて按分した社協からの負担金を差し引いた額としていたが、老人デイサービス事業の廃止及び撤退に伴い負担金がなくなるため、令和6年1月から3月までの指定管理委託料の増額補正が生じたもの。

また、指定管理期間である令和6年度についても、債務負担行為設定額の増額補正が生じたもの。

3 施設維持管理経費の負担スキーム



4 補正額の算定

施設全体の維持管理経費（人件費と修繕料を除く）は、老人デイサービス事業の廃止及び運用見直し（①老人憩の家を2階から1階へ移転集約、②週5日入浴から週3日入浴）により、次の主な経費が減額となる。（金額は端数調整あり）

- (1) 電気使用料 ▲1,157千円
- (2) 上下水道使用料 ▲1,627千円
- (3) 燃料費 ▲1,381千円
- (4) 清掃等保守管理費 ▲ 578千円

▲4,743千円

以上より、年間12,590千円の施設全体の維持管理費は、デイサービス事業の廃止や運用見直しなどによる減額（▲4,743千円）の結果、長崎市の負担割合5,640千円（人件費と修繕費を除く指定管理委託料）は、年間 2,207千円（式①）の増額となる。

$$\text{式① } 12,590\text{千円} - 4,743\text{千円} - 5,640\text{千円} = 2,207\text{千円（年間）}$$

(補正額の内訳)

費目	①現在の指定管理委託料 (令和元年11月議会提案額)	②変更後 令和6年度	令和6年度 増額 ②-① (債務負担行為補正額)	令和5年度(1月～3月) 増額 (補正額)
人件費	4,499千円	4,499千円	-千円	-千円
光熱水費 (燃料費は管理費に含む)	3,265千円	4,406千円	1,141千円	286千円
管理費 (燃料費含む)	2,375千円	3,441千円	1,066千円	289千円 ※1
修繕料	770千円	770千円	-千円	-千円
合計	10,909千円	13,116千円	2,207千円 (1年間の維持管理経費増加分)	575千円 (令和6年1月～3月の維持管理経費増加分)

※1 令和5年度の3月分(令和6年1月～3月)は、令和6年度の1年間の増額分の4分の1(3か月÷12か月)の額を基本としているが、燃料費に関しては冬季の使用量が増加するため、23千円増額した額としている。

5 財源内訳

区 分	事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
補正前の額	千円 10,909	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 10,909
12月補正額	千円 575	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 575
補正後の額	千円 11,484	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 11,484

債務負担行為		期 間	補正額
ページ	事 項		
52～53	老人憩の家香焼ひまわり指定管理	令和6年度	千円 2, 207

1 債務負担行為の目的

香焼ひまわりの建物施設においては、社協が1階部分で老人デイサービス事業を実施し、2階部分で指定管理施設として老人憩の家の運営を行っているが、令和5年10月に老人デイサービス事業利用者の減少を理由として、令和5年12月末で老人デイサービス事業を終了するとの申し出が長崎市になされた。

老人憩の家に係る指定管理委託料は、人件費と修繕費を除く維持管理経費について、施設の使用面積割合にて按分した社協からの負担金を差し引いた額としていたが、老人デイサービス事業の廃止及び撤退に伴い負担金がなくなるため、指定管理期間である令和6年度について、債務負担行為設定額の増額補正が生じたもの。

2 債務負担行為設定額の内訳等

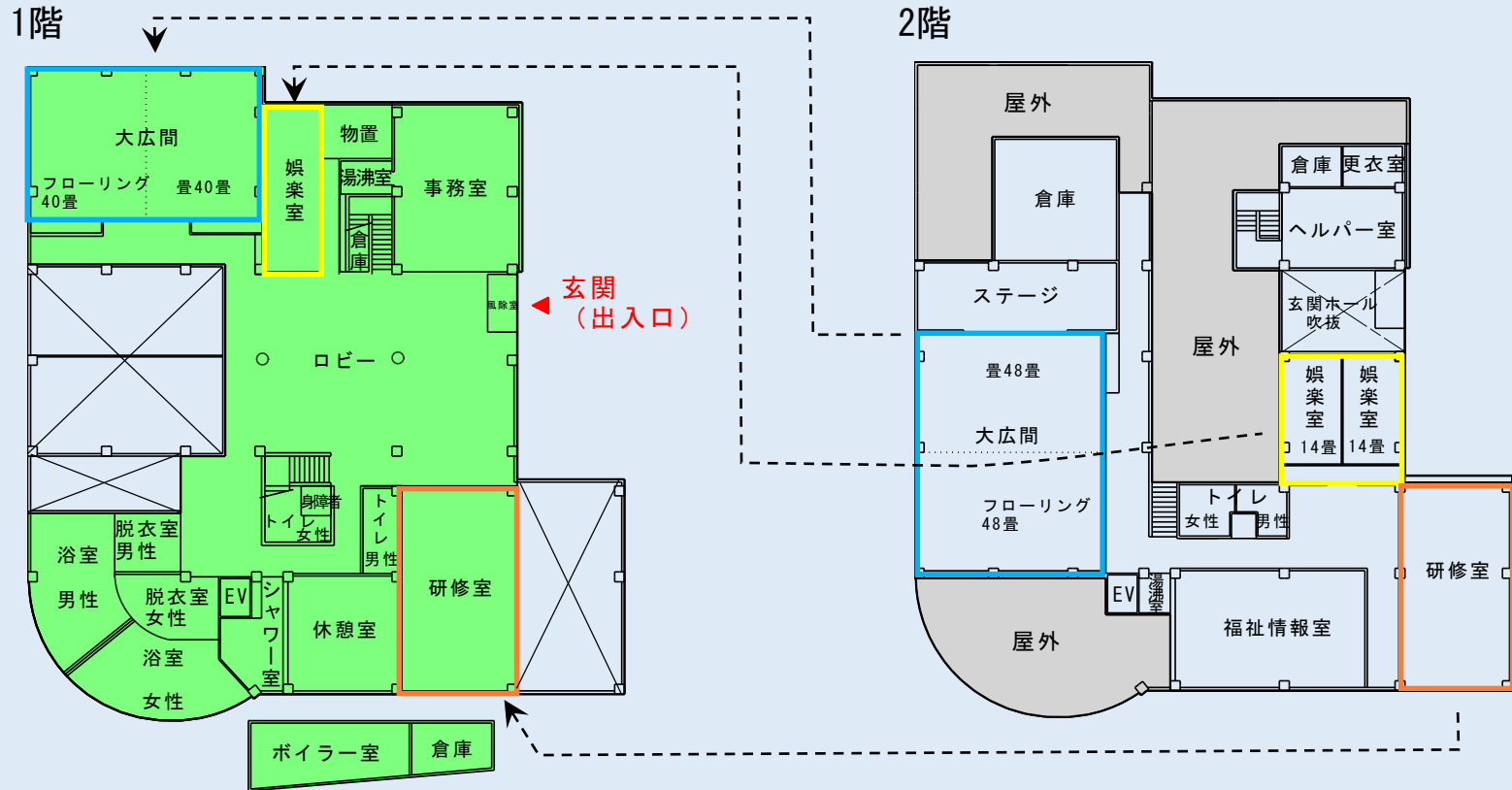
- (1) 限度額 2,207千円
- (2) 期 間 令和6年度
- (3) 財源内訳

区 分	事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
補正前の額	千円 10, 909	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 10, 909
12月補正額	千円 2, 207	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 2, 207
補正後の額	千円 13, 116	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 13, 116

(参考1) 老人憩いの家の運用変更

(1) 老人憩いの家機能の集約

令和5年12月末に、1階フロアにおいて実施していた老人デイサービス事業が終了することに伴い、1階フロアが空きスペースとなることから、バリアフリーによる市民サービス向上と経費削減のため、令和6年1月4日から2階フロアの老人憩いの家機能(避難所機能含む。)を1階フロアへ集約する。



移転集約前後の面積比較

(1)	2階	大広間	171m ²	⇒1階	旧デイサービス	138m ²	▲33m ²	※ステージ48m ² は含まない
(2)	2階	研修室	84m ²	⇒1階	旧食堂	88m ²	+ 4m ²	
(3)	2階	娯楽室	58m ²	⇒1階	旧相談室・診察室	35m ²	▲23m ²	

(2) 風呂の利用日の変更

風呂については、これまで社協が老人デイサービス事業を行っていたことから、老人憩の家の風呂の利用日を特例として週5日間としていたが、令和6年1月4からは他の老人福祉施設と同様に、週3日間に変更する。

令和5年12月末まで		
利用者	利用日	時間
老人憩の家	月～金曜日の週5日間	13:00～15:00
老人デイサービス	月～土曜日の週6日間	10:00～12:00



令和6年1月4日から		
利用者	利用日	時間
老人憩の家	火・木・土曜日の週3日間	11:00～15:00
老人デイサービス	—	—

(市内の他の老人福祉施設)

- ・利用日: 月～土曜日の週6日間 (うち、風呂の利用日: 火・木・土曜日の週3日間)
- ・利用時間: 10:00～16:30 (うち、風呂の利用時間: 11:00～15:00)

(参考2) 今後の予定

令和5年12月議会	補正予算及び債務負担行為補正の提案
令和5年12月末	社会福祉協議会の老人デイサービス事業が終了
令和6年 1月 4日～	老人憩の家（指定管理区域）を2階から1階に集約し、風呂の利用日を週5日から週3日に変更して運用開始
令和6年 2月議会	長崎市立老人福祉施設条例改正の提案 （次期指定期間（令和7年度～令和11年度）について、非公募から公募へ変更）
令和6年 7月	香焼ひまわりの公募開始（指定期間：令和7年4月1日～令和12年3月31日）
令和6年11月議会	次期指定管理者の指定議案及び債務負担行為補正の提案
令和7年 4月 1日～	次期指定管理業務開始（令和12年3月31日まで）